

横浜市資事指令第3号  
令和6年8月1日

許可番号 第05620000807号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市都筑区早瀬三丁目3番11

氏名 株式会社 加瀬興業  
代表取締役 若松 敏彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 長 山中 竹春

許可の年月日

令和3年4月1日

許可の有効年月日

令和8年3月31日



### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

(1) 破碎：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上8種類

(2) 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### 事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目545番 外1筆

#### 処理施設の概要

(1) 圧縮施設 1基 (1,598.4 t/日)

設置年月日：令和3年3月2日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

(2) 破碎1施設 1基 (4.96 t/日)

設置年月日：令和5年4月14日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類

(3) 破碎2施設 1基 (30.32 t/日)

設置年月日：令和6年3月6日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上3種類

#### 事業の用に供する施設の所在地

#### 処理施設の概要

(1) 破砕3施設 1基 (3.31 t/日)

設置年月日：令和 6 年 7 月 16 日

産業廃棄物の種類：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上8種類

(2) 破砕4施設 1基 (17.06 t/日)

設置年月日：令和 6 年 7 月 16 日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上3種類

#### 3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目545番 外1筆における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は248.74m<sup>3</sup>以内とする。

(2) 神奈川県横浜市都筑区池辺町3256番の一部における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は95.90m<sup>3</sup>以内とする。

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 4 月 1 日 新規許可

令和 5 年 5 月 1 日 変更許可

令和 6 年 4 月 1 日 変更許可

令和 6 年 8 月 1 日 変更許可

#### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無